

H22年度 地域自治振興事業交付金算定表

事業名	内 容	平成22年度算出方法
基礎事業	一般分 地区自治振興会の事務局事業 ・総会、理事会の開催 ・振興会の運営	1地区1,500,000円
	特別分 市自治連合会の事務局事業	$4,700,000円 \times 地区人口 \div 市人口$
	一般防犯灯電気料金補助	自治振興会、区長もしくはその他の自治組織が管理している一般防犯灯(定額灯・契約番号050)の平成22年4月の電気料金に12を乗じて得た額の1/2の金額
	狭隘道路除雪事業 市長が認めた幅員2m以上の市道及び位置指定道路の狭隘道路の除排雪事業	A 地区狭隘道路除排雪交付金認定路線延長(m) B 1mあたり22円 C 地区ごとの市直営路線の一斉除雪回数 D 積雪量による加算 地区別除排雪事業交付金額 = $A \times B \times C \times D$
協働事業	(1)地域の課題を解決するために市と協働して取り組む事業 (2)地区がこれまで実施してきた事業で地域自治振興の目的に沿った事業 (3)地区住民のふれあいを目的とした創意と工夫によるソフト事業 (4)地区の創意と工夫による拠点整備事業 (5)地区の伝統と歴史を受け継ぐための事業 (6)市全域を対象とした行事に地区が参加する事業	協働事業費(全体事業費 - 基礎事業 - 交付の特例 - 特別事業) 均等割 30% \div 地区数 人口割 60% \times (地区人口 \div 市人口) 面積割 10% \times (地区面積 \div 市面積)
交付の特例	越前市地域自治振興条例施行規則(交付の特例)第14条 市長は、第12条第3項の規定により算定した交付金の一部を翌年度以降に交付することを適当と認めるときは、当該事業に係る交付金について交付年度を変更して交付することができる。	H22交付予定なし
特別事業	通常交付金では実施できない規模の事業で、次に該当する事業 なお、過去に実施したものと同事業とみなされるものは対象外 (1)地域の特性を生かす整備事業 (2)地域の特性を生かす記念事業 (3)緊急事態に対処する事業 ただし、平成21年度からの継続事業については、2年目に限り申請可	総事業(1~2年)が100万円を超える事業を対象とし、1地区1事業とする。 交付金限度額は、100万円(1年事業)、150万円(2年事業)とする。 ただし、2年で完了する事業の交付金限度額は 1年目50万円~100万円 2年目150万円から1年目の交付額を除いた金額 交付金の率:必要経費の3/5以内 (2/5は通常交付金充当可) 申請~パートナーテーブル~審査会~事業報告会
合		計